

## 浸水被害・雪害対策の強化について

東 北 部 会 提 出  
説明担当 郡山市

近年、河川や下水道の計画レベルを超え、局地的に発生する集中豪雨が全国で発生し、家屋への浸水、道路冠水による通行不能、道路法面の崩落被害等、市民生活に多大な影響を及ぼしています。

また、文部科学省、経済産業省、気象庁及び環境省が共同発表した「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書 第1作業部会報告書」によると、極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高いと指摘されています。

このような状況の中、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布され、国土強靱化政策大綱には、頻発する局地的な大雨への対応として100mm/h安心プラン等による河川と下水道の一体的な施設整備等に加え、ハザードマップ策定等のソフト対策により、市街地等における浸水被害軽減対策の推進が盛り込まれたところであります。

自治体においては、浸水ハザードマップの作成や緊急警報の発信等、住民の安全、安心を確保するための事業に取り組んでいるが、雨水幹線及び合流式下水道管の改善、ポンプ場の整備や河川改修等、抜本的な対策を実施するためには多額の費用を要することが大きな課題となっています。

つきましては、自治体を実施する浸水被害対策に対し、十分な財政措置を講じるよう要望いたします。

また、本年2月に発生した大雪では、全国で記録的な積雪を観測し、交通機関や物流の麻痺、農作物への被害等、東日本を中心に甚大な影響を及ぼしました。

これらの雪害に対し、自治体においては道路等の除雪や被害を受けた住民への支援、体制の強化等の対策に取り組んでおりますが、今後の気象変動に伴い、局所的な豪雪の増加も予想されており、雪害への対処は喫緊の課題となっています。

このことを踏まえ、浸水被害対策と同様に、雪害対策についても十分な財政措置を講じるよう要望いたします。